

第5章 給与

○新潟県中東福祉事務組合職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額等に関する条例

昭和39年12月28日組合条例第3号

改正

昭和42年3月27日組合条例第1号
昭和44年3月7日組合条例第1号
昭和44年4月10日組合条例第2号
昭和45年12月26日組合条例第1号
昭和46年3月4日組合条例第1号
昭和48年9月7日組合条例第10号
昭和50年12月23日組合条例第2号
昭和52年3月4日組合条例第2号
昭和52年9月28日組合条例第5号
昭和56年3月9日組合条例第2号
昭和56年3月9日組合条例第2号
昭和61年8月30日組合条例第1号
昭和61年8月30日組合条例第2号
平成3年4月1日組合条例第1号
平成4年3月2日組合条例第2号
平成5年3月1日組合条例第2号
平成18年1月1日組合条例第9号
平成24年3月6日組合条例第7号

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条並びに第203条の2の規定によるこの組合の報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

2 地方自治法第207条の規定による、実費弁償並びにその他の者を組合費を支弁して旅行させる必要ある場合の実費弁償の支給についても、この条例の定めるところによる。

(報酬額)

第2条 報酬額は、別表第1号に定める額とする。

(報酬の支給)

第3条 前条の報酬額は、これを2分し、10月及び2月の定例議会に支給する。当日、休日のときは繰り上げとする。

(費用弁償額)

第4条 招集に応じ、又は職務に従事したるときは、その都度別表第2号の定めるところにより費用弁償する。

(その他この条例に定めるものを除くほか必要な事項)

第5条 この条例で定めるものを除くほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、五泉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額等に関する条例(平成18年五泉市条例第37号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月27日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日より適用する。

附 則(昭和44年3月7日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日より適用する。

附 則 (昭和 44 年 4 月 10 日組合条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

附 則 (昭和 45 年 12 月 26 日組合条例第 1 号)

1 この条例は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降に出発する旅行から適用、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 46 年 3 月 4 日組合条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 48 年 9 月 7 日組合条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 50 年 12 月 23 日組合条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 12 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 52 年 3 月 4 日組合条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 52 年 9 月 28 日組合条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 9 月 27 日より適用する。

附 則 (昭和 56 年 3 月 9 日組合条例第 2 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号)

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 4 月 1 日組合条例第 1 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 2 日組合条例第 2 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 1 日組合条例第 2 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 号 報酬額

職 名		報酬額 (年)
議長		28,000 円
副議長		23,000 円
議員		20,000 円
管理者		48,000 円
副管理者		40,000 円
監査委員	議会選出	17,000 円
	学識経験	22,000 円
参与		120,000 円

別表第2号

費用弁償額

区分	出席、出頭、 参加等の費用 弁償 (1日につき)	旅 費								食事料
		鉄道費	船賃	航空費	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		
						県外	県内	県外	県内	
管理者 副管理者 議員 監査委員	2,100 円	職員の旅費 に関する条 例中特別職 の職員に規 程する運賃	職員の旅費 に関する条 例中特別職 の職員に規 定する運賃	現に支払っ た旅客運賃	37 円	2,500 円	2,100 円	13,000 円	12,000 円	700 円
地方自治法第 207 条（第 251 条第 6 項の規程 を除く）の規程に より出頭又は参 加した者	2,100 円	職員の旅費 に関する条 例中一般職 の職員に規 程する運賃								
組合支弁で 旅行の依頼 を受けた者										

(備考)

日当の額は、東京都（区の存する区域）及び指定都市に旅行した場合は、滞在1日につき定額の5割増の額とする。